

「大津市教育環境保全のためのマンションの建設に関する届出制度実施要綱」

に関する事務手続マニュアル

1. 目的

「大津市教育環境保全のためのマンションの建設に関する届出制度実施要綱（以下、「要綱」という。）」の制定に伴い、その事務手続きを明確にすることを目的とする。

2. 要綱の内容

教育環境要保全区域において、マンションの建設を行おうとする者が土地取引等を行う前に届出を求めることで、児童の増加に伴う影響を把握するとともに、小学校及び児童クラブに関する必要な情報を提供し、必要に応じて協議を行うことで、本市の良好な子育て教育環境等の保全に資する。

具体的には、分譲時期の調整などの協議を行うことにより、児童受入数の平準化などを期待するもの。主な内容は、下記のとおり。

①教育環境要保全区域の指定（見直し）【要綱第3条】

教育委員会、児童クラブ課の意見を求め、毎年度更新する。

②教育環境要保全区域の公表等【要綱第3条】

教育環境要保全区域の児童数、学級数、施設等の状況を市ホームページで公表する。

③マンションの建設に係る土地取引等の届出【要綱第4条】

教育環境要保全区域において計画戸数100戸以上（単身者用を除く。）のマンションを建設するための土地取引等を行おうとする者は、市長に届け出る。

④情報提供、協議【要綱第6条、7条、8条】

届出者と関係課それぞれに通知を行い、教育環境等の保全について市からの情報提供を行い、双方必要に応じて協議を行う。

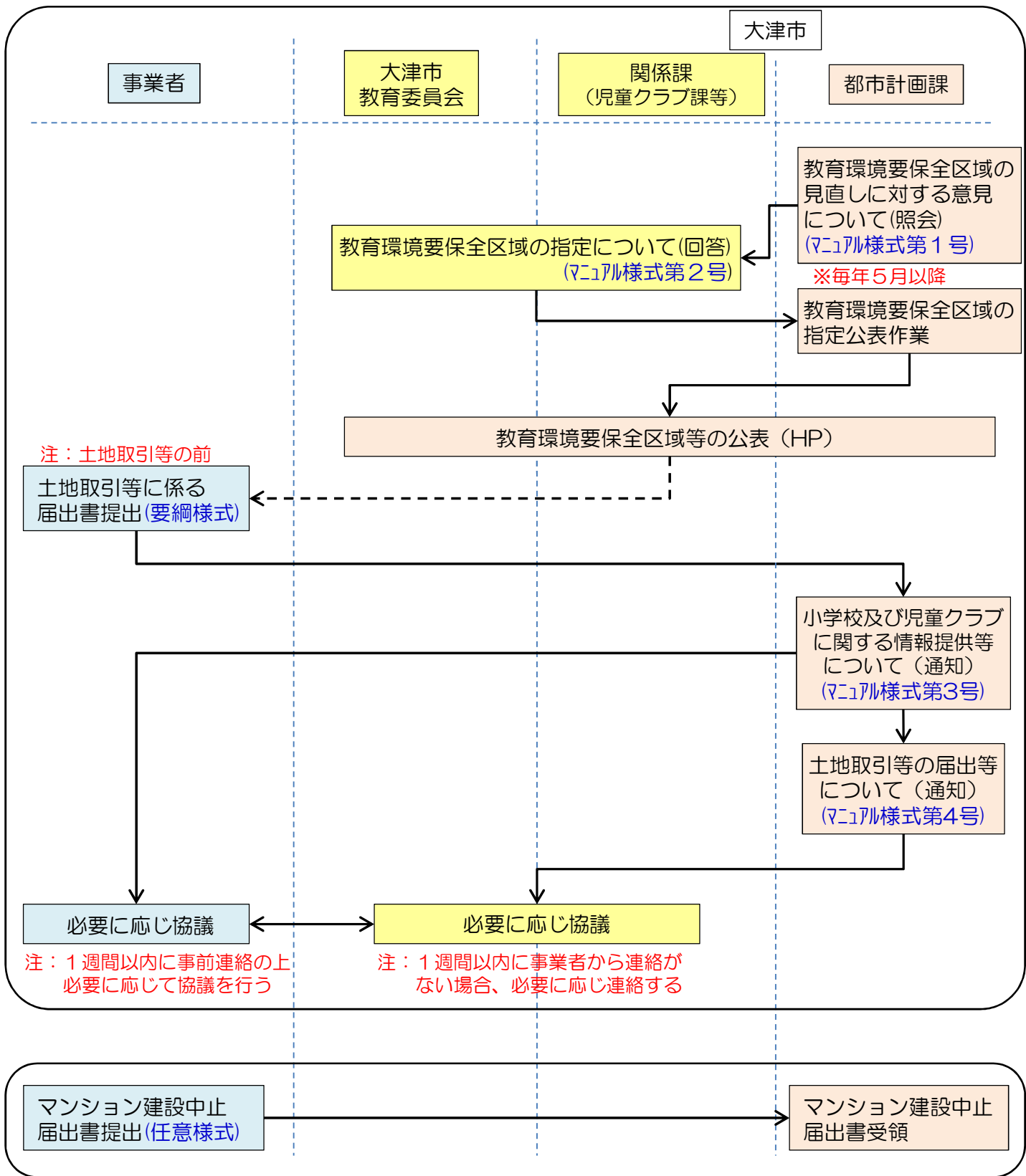
3. 事務手続フロー

次ページのとおり。

4. 事務処理の様式等

様式第1号	教育環境要保全区域の見直しに対する意見について（照会）
様式第2-1号	〇〇年度 教育環境要保全区域の指定について（小学校）
様式第2-2号	〇〇年度 教育環境要保全区域の指定について（児童クラブ）
様式第3号	教育環境要保全区域に所在する小学校及び児童クラブに関する情報提供等について（通知）
様式第4号	マンションの建設に係る土地取引等の届出等について（通知）

○事務手順フロー



(様式第 1 号)

年 月 日

(あて先)

〇〇〇〇課長

都市計画課長

教育環境要保全区域の見直しに対する意見について（照会）

大津市教育環境保全のためのマンションの建設に関する届出制度実施要綱第 3 条の規定により、〇〇年度における教育環境要保全区域の見直しを行うため、これに対する意見を求めます。

つきましては、別紙様式第 2－〇号により、〇〇年〇〇月〇〇日までに回答願います。

(様式第2－1号)

〇〇年度 教育環境要保全区域の指定について（小学校）

区域名	〇〇年〇〇月〇〇日現在		状況等指定理由
	児童数(人)	学級数(※)	
〇〇小学校区	〇〇	〇〇	

※上記の「学級数」は、特別支援学級数を含んだ数値となっております。

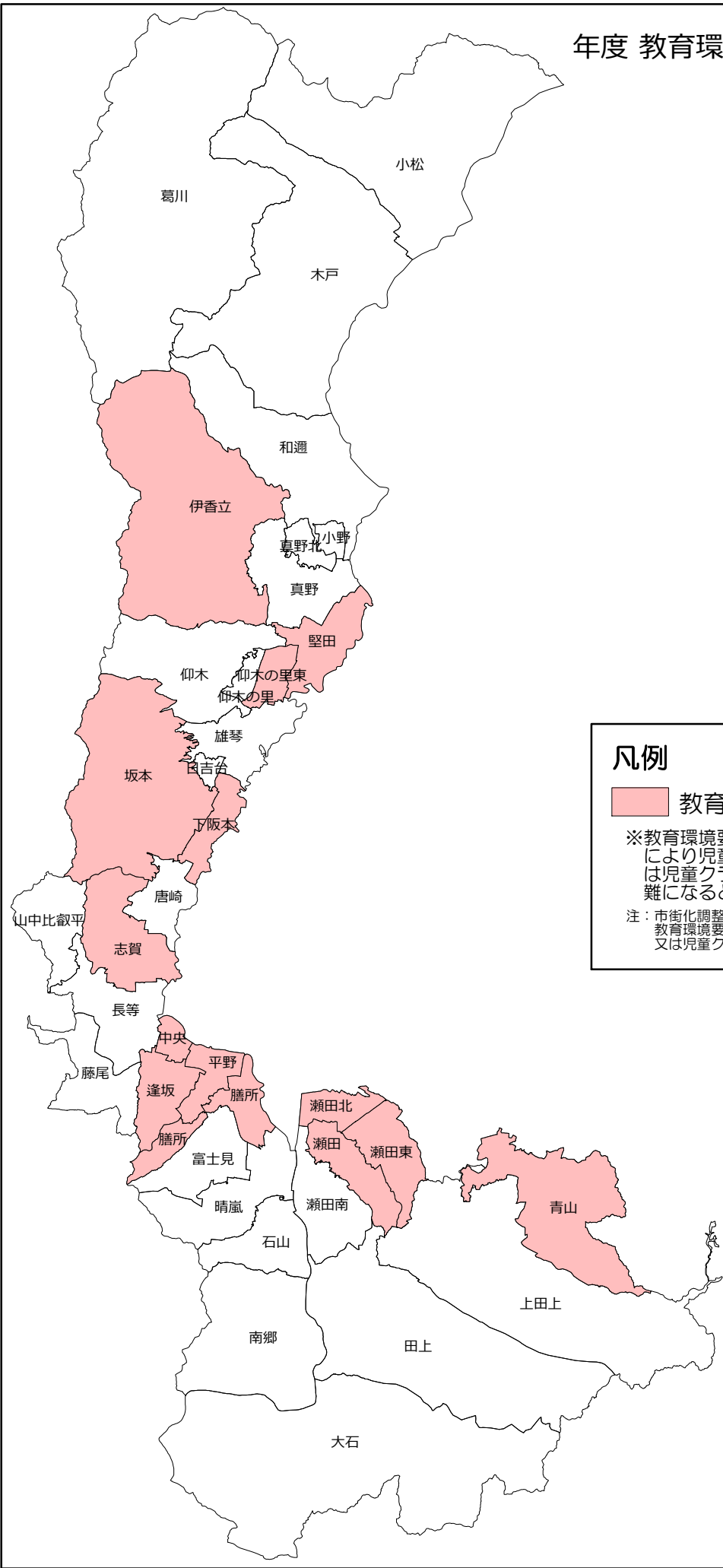
(様式第 2 - 2 号)

〇〇年度 教育環境要保全区域の指定について (児童クラブ)

区域名	〇〇年〇〇月〇〇日現在		状況等指定理由
	児童数(人)	一人当たりの生活面積(m ²)	
〇〇小学校区	〇〇	〇. 〇〇	

※厚生労働省令（平成 26 年 4 月 30 日 第 63 号）及び大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 24 日 条例第 63 号）で定める一人当たりの基準面積＝1.65 m²

年度 教育環境要保全区域一覧図（例）



凡例

教育環境要保全区域

※教育環境要保全区域とは、マンションの建設により児童が急増した場合、小学校の校舎又は児童クラブの施設の適正な規模の確保が困難になると見込まれる区域。

注：市街化調整区域ではマンションの建設は行えませんが、教育環境要保全区域は、市内の全区域の小学校の校舎又は児童クラブの施設を対象にしています。

(様式第3号)

年 月 日

(あて先)

届出者様

大津市長

教育環境要保全区域に所在する小学校及び児童クラブ
に関する情報提供等について（通知）

大津市教育環境保全のためのマンションの建設に関する届出制度実施要綱第7条の規定に基づき、小学校及び児童クラブに関する必要な情報を提供しますので、下記の関係課に対し、連絡を行ってください。

また、同要綱第6条の規定に基づき、必要に応じて協議を行ってください。

なお、1週間以内に連絡がない場合は、関係課から連絡する場合があります。

○関係課

- ・ 小学校については、
教育委員会教育総務課（別館2階） TEL 077-528-2630
- ・ 児童クラブについては、
福祉子ども部児童クラブ課（別館1階） TEL 077-528-2776

(様式第4号)

年 月 日

(あて先)

〇〇〇〇課長

都市計画課長

マンションの建設に係る土地取引等の届出等について（通知）

大津市教育環境保全のためのマンションの建設に関する届出制度実施要綱第4条の規定に基づき、別添のとおり届出書が提出されましたので、通知します。

また、同要綱第7条において、届出者に対し、当該教育環境要保全区域に所在する小学校及び児童クラブに関する必要な情報を提供するものとしておりますので、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

なお、届出者には、1週間以内に貴課あて連絡を行うよう通知しておりますが、必要に応じて貴課から連絡する場合があることについても周知しております。